

「学校体操教授要目」(1913年公布) の

普及過程に関する一考察

——櫻井恒次郎の「合理的体操」論の意義——

木 原 成 一 郎

The Prevailing Process of “Syllabus of Physical
Training for Schools (1913)”

KIHARA Seichiro

は じ め に

本稿は、1913年1月に公布された「学校体操教授要目」(文部省訓令第一号、以下「要目」と略)の小学校への普及過程において、櫻井恒次郎(1872—1928)¹⁾の「合理的体操」論の果たした教授方法上の役割を明らかにすることを課題とする。

1891年公布の「小学校教則大綱」以降、小学校体操科の教材は、法令上「遊戯」「普通体操」「兵式体操」(男子のみ)の運動名により区分されていた²⁾が、これらの教材を学校レベルから、学年レベル、さらには授業レベルに編成した教科課程の作成を可能にしたものは、1900年代以降の川瀬元九郎(1871—1945)等による紹介を始めとするスウェーデン式体操の日本への受容であった³⁾。川瀬に紹介されたスウェーデン式体操は、身体の発育にとって身体運動が果たす生理的効果の観点から身体運動を組織するという方法原理に基づくことにより、教授する運動を選択して学年から、学期、週、日々の授業という各段階へと配当、配列し、実際に指導する場面まで具体化する方法を有していたためである。この具体化の方法とは、次の四点にわたる教授方法上の特徴として示される。①筋骨や内臓等の身体諸器官の発育及び機能の向上という生理的効果を基準に教授する運動が選択されること。②児童が自発的に興味をもって運動するように、同じ運動を繰り返して教授せず児童の習熟にともなって変化、高度化させること。③身体運動時の身体諸器官の生理的特性に従って運動の教授順序が決定されること。④身体運動の筋肉や内臓への生理的効果を正確にするために、指導の際に教師が子どもの運動姿勢を矯正すること。これらの教授方法は、その後体操以外の教材にも適用され、「要目」の公布に至って「体操」「教練」「遊戯」の各教材が学校、学年、週、日々の授業の各段階へ配当、配列されることを可能にしたのである⁴⁾。

「要目」によれば、その公布の目的は、「授クル所区々ニ亙リ往々其ノ準拠スル所ニ迷ヘルノ観」のあった「普通教育ニ於ケル該科(体操科——引用者註)教授上ノ参考ニ供セシムル」ことにあった。このために、「要目」は、地方長官に対して「宜シク各学校長ヲ督励シテ本案ノ示ス

トコロニ考ヘ土地ノ状況ト生徒ノ身体ノ発達トニ照ラシ各々適切ナル教程ヲ定メ」させることに
より、そこに示された各教材の教授を授業のレベルにまで具体化しようとしたのである⁹⁾。さら
に、文部省は「要目」の普及を図り「要目発布の前後二ヶ年間に実に四度体操講習を開催し、各
府県中等学校体操教員の主なるもの約三百名の講習を行」っていた⁹⁾。また、「要目」作成の中
心的役割を果たした永井道明（1868—1950）は1914年夏、各地で行った講演をもとに『学校体操
教授要目の精神及び其実施上の注意』を出版し、「要目」の普及を図っている。しかしながら、
「要目」公布後二年を経過した翌1915年に至っても、永井自身が「学校体操教授要目を発布して
準拠すべき所を知らせた、併しそれは悲いかな各学校に普及されていない」¹⁾と述べるように、
体操科教授の具体化は進まないのである。

こうした各学校の体操科教授の現状を見学したことが契機となり、櫻井は、「要目」に示され
た「体操」教材を生理学的、解剖学的に研究するとともに、その成果をもとに各地で講演や実際
の体操指導を行った。大熊宏明によれば、櫻井の主張した「合理的体操」論⁹⁾が小学校現場の体
操科教授に大きな影響を与えた時期は1918年以降であり、特に、福岡県や香川県において教師の
「体操教材の解剖学的研究、理解」を促進したとされている⁹⁾。また前田幹夫は、大正中期の香
川県香西尋常高等小学校（以下香西小と略）における体操科教授の実際の検討を通じて、体操教
材の解剖学的理解だけでなく日々の授業の指導計画立案においても、櫻井が提起した教案作成の
主張の影響がみられることを指摘している¹⁰⁾。これらの研究により、香西小において櫻井の理論
の影響のもとに日々の授業の指導場面にまで体操科教授が具体化されていたことがわかる。ただ
しこれらの研究は、小学校現場に与えた影響に限定して櫻井の理論に言及しているために、「要
目」に示された「体操」教材の教授効果をあげようと意図した櫻井の理論の意義が十分につかま
れていない。

そこで本稿では、まず、永井道明による「要目」の解説書を検討し、体操科教授の運動指導を
日々の授業にまで具体化するために「要目」の持っていた教授方法上の特徴とその意義を明らか
にする。そして、これらの意義を持つ「要目」に対し櫻井が批判した点を明確にし、彼の理論が
運動指導を具体化するうえで持っていた意義を明かにする。さらに、その櫻井の理論の意義が小
学校現場への「要目」の普及過程で理解され運動指導に生かされたのか否かを明らかにするため
に、彼の理論の影響を受けて体操科の教材の研究を行った香西小の場合を取りあげて検討する。
そして、最後に櫻井の理論が「要目」の普及過程で果たした役割の意義を検討し、そこから体操
科教授に示唆される留意点を示したい。

第一章 「学校体操教授要目」における教科課程編成上の特徴

既述したように「要目」では、スウェーデン式体操の教授方法上の四つの特徴が「体操」「教
練」「遊戯」という教材すべてに適用された。そして、学年ごとに教材が配当されている「要目」
に基づき、学校長に学期、月又は週ごと、時間ごとに教材を配当する「細目」を作成させること
を通じ、「要目」の内容を小学校現場に普及することが意図された。ただし、各教材にスウェー
デン式体操の教授方法上の特徴の適用が行われるためには次に示すような教材区分の整理が必要
であった。

「要目」では、教材名が従来の「普通体操」「兵式体操」（男子のみ）「遊戯」から「体操」

「教練」「遊戯」に変更になった。「体操」教材は、「身体の各部、又は全身を正しく發育発達せしめる」ことを目的として「身体の各部または全部の必要に応じて」特別に考案された点に特質を持つとされる¹¹⁾。そして、「体操」教材には「要目」以前に教授されていた各種体操から個別の運動が取捨選択され、少数の新しい運動とともに採用された。「要目」以前の各種体操とは、「普通体操」、「兵式体操」に含まれていた器械体操と徒手体操、さらに「体操遊戯取調報告」¹²⁾（1905年）に示されていた「体操演習」等が含まれていた。続いて、「教練」教材は「規律的訓練」を目的とした教材であるとされ、従来「兵式体操」という名称の他に「運動準備、隊列運動、兵式教練（小隊教練、中隊教練）」等様々に称されてきた運動が、陸軍の『歩兵操典』に準拠して一括して選択された。また、「遊戯」教材は「遊戯の結果として、快感を与ふること、又之を行ふに当って、自由なる意志によること」をその特質とする。ただし、体操科の時間に教授する「遊戯」教材には、「限られたる体操科の時間に於て、体操及び教練と、相統一して用ゆべき」遊戯のみが選択されている¹³⁾。

この教材区分の改変は、スウェーデン式体操の教授方法上の第一の特徴である運動選択の基準に基づき、身体の發育に最も生理的な効果をもたらすために組織された運動を、従来の「兵式体操」に含まれていた運動も含めて「体操」教材のなかに一括した処置であった。この結果、体操科の「体操」「教練」「遊戯」という各教材に含まれる運動の特質とその運動によって直接目指される目標が明確に区分されることになった。

こうして教材の区分が整理され、以下示すように、運動の特質と直接の目的が異なる「体操」「教練」「遊戯」の各教材にスウェーデン式体操の教授方法上の特徴が適用されていく。まず、各教材に区分された運動が、各学年や学期及び週に配当されるために、児童の習熟に応じて運動が変化、高度化するというスウェーデン式体操の第二の特徴が適用される。その結果、「要目」では小学校の各学年ごとに「体操」「教練」「遊戯」の各教材が配当される。具体的に述べると、「要目」では、教材の配当表が掲げられ、三つの教材ごとに尋常科の第一から第六学年まで、続いて高等科の第一から第二学年まで各学年ごとに運動が変化、高度化していくように配当されている。特に「体操」教材に関しては、11種類の個別の運動ごとに変化、高度化して行くように配当してある¹⁴⁾。こうして、学年の進行にともなって子どもに多様な運動を経験させることで、同じ運動の繰り返しによる興味の喪失を避けることが意図されていた。ここには、体操科の教授において、子ども自身が興味をもって運動することが必要であるという認識が示されているのである。

さらに、「要目」では各授業レベルに「体操」「教練」「遊戯」の各教材が配列されることを意図してスウェーデン式体操の教授方法上の第三の特徴が適用される。その特徴は、身体運動時の身体諸器官の生理的特性に従って運動の教授順序が決定されることである。つまり、体操科の授業に生理学的な意味を持つ次のような教授段階が設けられることである。まず、一回の授業は、準備運動の段階である「始の段階」、運動量の多い運動を教授する「中の段階」、整理運動を行う「終の段階」の三段階に区分される。そして、授業全体においては、解剖学的な点から部分的な運動と全身的な運動を交互に教授し、生理学的な点からは心拍数を基準にした運動量の強と弱の運動を交互に教授し、心理学的な点からは、矯正的で窮屈な運動と鍛錬的で勇気のいる運動を交互に教授する。つまり、全体として変化に富んだ授業を構成すべきであるというのである。そし

て、こうした授業では、「始の段階」及び「終の段階」で下肢や上肢の「体操」教材と行進等の「教錬」教材を教授し、「中の段階」では「体操」、「遊戯」、「教錬」のなかの運動量の多い教材を教授することになる¹⁵⁾。その結果、「体操」「遊戯」「教錬」という各教材を同時に教授する体操科教授の授業形態が生み出された。このことは、発育途上にある子どもの身体を、均斉のとれた身体に形成するために必要とされる多様な運動の経験を可能にしたという点で意義のあることであった。

こうして各教材にスウェーデン式体操の教授方法上の特徴が適用された結果、「各運動の種類をば、その性質に従って、生徒の発達に適する如く、各時期に配当すること」つまり「次第に教授の程度を進めることで、或は、教授の進程とも称し、又略して教程とも謂ふ」とされる¹⁶⁾教科課程の編成が可能となったのである。ここに至って、道府県知事による督励により学校長に「細目」を作成させることや、講演、講習の実施、著作の発行等によってこの「要目」を学校現場へ普及することが図られる。しかしながら、はじめに述べたように「要目」の普及は、公布後二年を過ぎても容易に進まない事態に至るのである。

第二章 櫻井恒次郎の「合理的体操」論と香川県香西尋常高等小学校への影響

第一節 櫻井恒次郎の「合理的体操」論の意義

櫻井は、「多数府県の学校体操を見学する機会」を持った経験から、次のように体操科教授の実際を批判的に評価する。文部省による「要目」公布後、府県都市や各自治団体の当局者が講習、調査、研究会、設備の整備等の方法を通じて「要目」の普及を図っているが、体操科の研究で有名な府県においてすら「体操科の効果が、児童能率の上に現れたかと云ふに、残念ながら吾人は、之を」肯定できない¹⁷⁾。このように体操科の効果があがらない原因を、彼は体操科の主教材とされる「体操」の運動特質に求めるのではなく、その「体操」教材を教授する教師の側に原因があるとしてその問題となる点を二つ指摘する。

まず第一に、教師の「体操」教材に関する生理学的、解剖学的理解の不足による誤った運動の指導が、体操科教授の効果をあげえない原因であると述べる。つまり、日本の「普通教育界では、体操科は一種の技術科である、頭を要さない科目である」という誤った観念が蔓延している。それ故に、小学校の教師や校長は、体操科に関して研究を行わず「自己は勿論、児童の疲労の如きは全く、念頭に置かず、体質の如きも亦顧みず（中略）児童の意志を圧迫し、能不能を考察せずして、難しき技術を強制」することになる。その結果、教師は、「体操」教材が児童の発育や諸臓器の機能の向上に与える影響について理解することがないまま、子どもに対して生理的效果のあがらない運動指導をすることになる¹⁸⁾。

第二の原因は、体操科教授の実際の指導場面では日々変化する子供の状況に応じた教授を行う必要があるにもかかわらず、教師が、運動する子どもの疲労の程度、及び子どもの運動の効果に影響を与える服装、施設及び天候などの条件を十分考慮にいれた指導をしていない点にある。櫻井によれば、「児童の能率」は、「精神上の方面」においても、また「肉体上の方面」においても周囲の状況に応じて絶えず変化しつつあるという。それ故季節の変化を顧みず、前後の学科による疲労の状況を考えず、かつ児童への家庭生活の影響をも参照しないで、同一の運動を行わせる授業は、児童に対して真夏に熱湯を飲ませたり厳寒に氷水を強いるようなものであり、是認で

きないとされるのである¹⁹⁾。

櫻井はこの教師の側の問題を解決するためには、次に示すように「体操」教材の生理学的、解剖学的研究による知見を教師が理解するとともに、その知識を実際の指導場面に生かすためにすべての教師の教案作成が必要であると主張する。

彼によれば、「体操」教材の教授をする為には、「骨格、筋、関節の運動範囲、呼吸の関係、其の運動の目的、教授上の要領、注意等」を知らねばならないという。例えば、下肢の運動に関しては、「下肢の骨格」、「下肢の筋」という解剖学上の身体組成の理解に基づき、「下肢諸関節の運動範囲」から運動範囲を決定し、その範囲を超えた指導はさせない。これは、関節の運動範囲を守ることによる正しい姿勢の保持が運動の効果をあげるために必要だからである。また、「下肢の運動」は、中枢神経系の疲労が少ない反射運動であるという生理学上の性格から、他の運動の準備運動として用いられるのである²⁰⁾。

櫻井は、こうした「体操」教材の理解を教案の作成にいかすためには、教師が容易に運動の目的や運動の仕方を理解し授業にその運動を配列できるように、「体操」教材の分類法を修正することが必要であると述べる。彼は、「体操科教材の目的要領を理解せしむる」ためには、「要目」の「体操」教材の分類は複雑すぎると述べ、自分はまずその分類法の改良を行うという²¹⁾。

彼は、「要目」に示された「体操」教材の分類を動作の部位による分類法であると捉え、新たに、教材を「性質」により「一、誘導的の教材 二、矯正的の教材 三、向上的の教材 四、整理的の教材」に分類する。「誘導的の教材」の「性質」は、「児童・生徒の肉体及び精神の疲労を回復して、身体を柔らげ、精神的には注意を呼び起こし、又同時に呼吸及び血行を活発に」することである。次に、「矯正的の教材」は、「学校生活、家庭生活、其の他の為に、児童・生徒が悪影響を蒙る」ことの多い「脊柱」、「胸郭」、「骨盤」の矯正を行い、「胸腔」、「腹腔」、「骨盤」内の諸臓器の機能を高めて「児童・生徒の生活能率」の低下を防ぐ「性質」を持っている。そして、「向上的の教材」は「使えば太る、と云ふ、生物学上の原則を応用して、各臓器に一定程度の努力を課し、之に依って該臓器の、常的向上発達を催起し、引いて生活能率の向上を計るのを目的とする」という「性質」を有する。さらに、「整理的の教材」の「性質」は、「矯正乃至向上的の教材を課した結果として」疲労した「児童・生徒の精神肉体」を回復することであるとされる²²⁾。

この「性質」上の分類は、運動が身体に与える生理的効果の点から「体操」教材を分類してあるために、生理学的立場から設定された教授段階にも対応することになる。つまり、まず「誘導的の教材」を準備運動として授業の「始めの段階」で教授し、次の「中の段階」では「矯正的の教材」を教授して児童の身体を矯正して諸臓器が其の機能を十分に発揮できるようにした後に、「向上的の運動」を教授して諸臓器の機能を一層「向上発達」させる。そして、「終の段階」で身体の疲労を回復するために「整理的の教材」を教授して次の授業に備えるのである²³⁾。こうして、この教材分類法の導入は、個々の運動の生理的効果を明確にすることにより、生理学的根拠に基づき設定された授業の各段階への「体操」教材の配当を平易に行わせることとなり、教師の教案作成を容易にする役割を果たすことになった。

櫻井は、この教材分類法を活用してすべての教師自身が、他の教案の模倣をせず「どうしても其の日その日に児童・生徒の状況を見て適切な」教案を作成しなければならないという。彼は教

案作成にあたって、教師が注意すべき項目として次の諸点を示している。①「児童・生徒の能力」を変化させる季節、天候、気温②「児童・生徒の健康、肉体的並びに精神的の状況、男女の性別」という「児童・生徒の体質」③家庭における労働の実態や前時間の教科の種類による児童・生徒の疲労状況、である²⁴⁾。さらにこれらの留意点は、ポケットにいれた教案を「時々出して見るがよい。そして自分で、……だろうと思ったことが、児童・生徒のために果して適切であったか否かを考察して、益々教授の効果を挙げて貰いたい」とされるように、教案作成の段階だけでなく運動指導の最中にも指導の適切さを評価する観点として教師に意識されることが必要であるとされていたのであった²⁵⁾。

要するに、櫻井の提起した「合理的体操」論は、教師が「体操」教材の生理学的、解剖学的研究による知見を理解することにより、子どもの運動指導を有効なものにするという意義を持っていた。さらに、すべての教師に教案の作成を必須のものとすることにより、運動する児童の身体及び精神の状態に加え、運動の子どもへの効果に影響を与える服装や設備及び天候という条件をも教師が視野にいれる契機を与えるという意義を有していたのである。

第二節 香川県香西尋常高等小学校²⁶⁾における櫻井恒次郎の「合理的体操」論の影響

香西小では、「要目」の公布を一つの契機として櫻井の理論の影響を受ける以前に体操科の研究を始めていた²⁷⁾が、教師による「体操」教材の生理学的、解剖学的研究と教案の作成を説く櫻井の理論に触れ²⁸⁾、1917年以降彼の理論に基づいた「体操」教材の研究を学校ぐるみで進めていく。

香西小における体操科教授の研究は、学校外から学ぶ場合と主に学校内の教師集団による研究に大別される。前者は、さらに、香川県や高松市の主催する永井道明や櫻井恒次郎等の講師に学ぶ「講習」への参加と、当時「体操」教材の研究で有名であった群馬県や福岡県への「視察研究」とに分けられる。後者は、毎週水曜日に一時間から三時間定期的に行われ、「職員体操」と呼ばれる。この「職員体操」にも陸軍戸山学校の教官や香川県師範学校の教諭、香川県の体操視学等を講師と呼ぶ「体操」の理論及び指導法の講習があるが、これは不定期に年間数度行われるに過ぎない。定期の「職員体操」では、教師が解剖学や生理学の初歩や運動と発育の関係、運動の身体諸臓器の機能への影響、体操科の教材の特質、教案作成の方法等を学ぶとともに、教師が実際に運動しながら相互に教材を指導し、体操科の各教材ごとの個々の運動の選択から目的の確認、教授法に至る研究が行われた。その成果は、「職員体操」の時間に、各教材もしくは各個別の運動ごとに担当者により発表され集団的に検討されている²⁹⁾。香西小ではこのように櫻井等の理論から学んだ成果に基づき、「職員体操」での教師相互の指導によって、実際の運動指導をもとにして体操科の教材研究を行っていた。

この学校ぐるみの教師の集団的な研究によって、「体操」教材に関する解剖学的な理解も進展を見せ、運動指導に生かされることになる。その理解の程度を明らかにするために永井道明による「要目」の解説と香西小の教師による「体操」教材の解説とを比較してみよう。前者においては「体操」教材に含まれる各運動の目的の説明が、効果を与える部位の指摘に留まっている。ところが後者では「体操」教材の各運動の解説のなかで、運動により作動する関節と収縮する筋肉の部位が明示されるとともに、正しい姿勢を崩さずに動作できる範囲の尺度として運動に関わる関節の運動可能な範囲が基準とされている。こうした解剖学的な説明の具体的な例を次に述べよ

う。例えば足を側部に振りあげる運動では、関節の構造から中心より左右45度以上にはあがらないので、香西小の解説の図では45度に足をあげている。他方、永井の書では90度以上足を側方にあげている図が書かれ、「出来得るだけ、高く左なり、右なりに振りあげて、又元に」戻すという誤った説明がされている³⁰⁾。こうした「体操」教材の解剖学的理解を踏まえて香西小では自校の「体操教材配当表」が作成され、「体操」教材の個々の運動が各学年に配当されることになった³¹⁾。

さらに授業での教材配列を行うために、この「体操教材配当表」に従い各学期に一回か二回授業レベルでの「教程」と呼ばれる教材配列表が作成される。この「教程」の作成にあたっては、「準備運動」「主運動」「終末運動」と区分された三段階に「誘導」「矯正」「向上」「整理」という櫻井による体操教材の「働作上の分類」の順序にしたがって個々の運動が配列される³²⁾。こうして、香西小では櫻井による教材分類法が授業レベルの「体操」教材の配列にもいかされているのである。

ところがこの「教程」は、同じものが数週にわたって教授されることになるため、実際の授業にあたっては個々の教師の工夫が必要となる。それ故、日々の授業案である教案の作成がすべての教師にとって必要とされるのである。但し、この教案の作成にあたって香西小の教師は、「最モ児童其ノ他ノ事情ニ適合スル」教材を「教程」から選択し、次に「出来得ル限り効果ヲ大ナラシムル」ように教材を配列しなければならない。さらに、いかに理想的に作られた教案も「ソノ日ノ天候児童ノ気分疲労ノ程度等ニ制限セラレ折角ノ立案モ反古同然トナル」ものであるから、「教案運用ノ如何ハ人ニアリ、要ハ受持チ教師ノ手腕ニヨリテ十全ノ効果ヲ挙げ得ベキモノ」なのである³³⁾。ここには、児童が運動を行う場合に、教案の作成の際はもちろん運動指導の場面でも、教師が児童の身体的精神的な疲労の程度や児童の身体諸機能に影響を与える周囲の環境の状態を把握し、それに適合した教授を行うことの必要性が認められている。この点に櫻井が説いた教案の役割の影響が読みとれるのである。

但し、『香川郡校規』によれば、教師により作成された教案は、「教授細目ニ基」くとともに「教授前ニ学校長ノ検閲ヲ受」けねばならない³⁴⁾。一方「教授細目」は「要目」に基づき学校長によって定められているのだから、教師自身による教案の作成は、法令上「要目」の内容を普及するための手段としての性格を持っていたといえる。ところが、香西小では教師の教案作成に、「要目」の普及だけでなく子どもの疲労の程度や気分への教師の着目を促す役割も期待されていたのである。

こうした運動中の児童の身体及び精神の状態に着目する姿勢は、香西小の教師の子どもの発育に関する記述にもみられる。つまり、尋常小6年、高等小を含めると8年の間には子どもの発育程度には大きな差異があるというものである。この点から、香西小では六つの学年を2年ごとの上中下に分けて、「児童身体ノ発育状況」「心理的方面の発育の状況」が説明される。そして、この状況に照らして、上中下のそれぞれに、三教材の運動が異なって配当される。その差異は、運動の種類、運動量、運動技術の難易から教授時間の長短等を基準として設定されている³⁵⁾。こうした子どもの発育状況の考察と「体操」教材の解剖学的理解をもとにして、香西小では「要目」とは異なった順序で「体操」教材が各学年に配当されたと考えられる。

学校ぐるみの研究の結果、香西小においては櫻井の理論の影響を受けて「体操」教材の解剖学的な理解が進展をみせた。そして、この教材研究の知見は、「細目」に相当する、「体操教材配

当表」(各学年への教材配当)と「教程」(授業への教材配列)の作成に生かされていた。また、香西小では、すべての教師による教案の作成が必須とされるなかで、運動指導の場面において、子どもの身体的精神的な状態やそれに影響を与える周囲の環境の状態に配慮することの必要性が認められた。こうした児童の身体や精神の状態に着目する姿勢は、子どもの学年に応じた発育状態に関する教師の理解にもみられるものであった。

お わ り に

これまでの検討から、櫻井の「合理的体操」論が「要目」の普及過程で果たした教授方法上の役割は次の二点にまとめられる。

まず、香西小の場合にみられるように、櫻井による「体操」教材に関する生理学的、解剖学的研究の知見が、体操科の「体操」教材に関する教師の解剖学的な理解を促す役割を果たしたことである。「要目」の学校現場への普及が進まないなかであって、櫻井の理論は教材の検討まで踏み込み、「体操」教材の個々の運動に対してその目的と指導の方法に対し生理学、解剖学という根拠を持って具体的に展開されていた。それ故、櫻井の理論を学んだ現場の教師は、自己が行う運動の指導が子どもの発育や内臓諸機能の向上に有効なものとなるように目指すことが可能となるのである。

第二に、櫻井が全ての教師による教案作成の必要性を主張したことは、香西小にみられたように、児童の身体的精神的な疲労の程度や運動の子どもへの効果に影響を与える周囲の環境の状態を把握し、それに適合した教授を行うことが必要であると教師に理解させることとなった。つまり櫻井の主張は、教師が子どもの身体的精神的な状態に着目する姿勢を促進する役割を果たしたといえよう。この姿勢は、二学年ごとに区分された発育状態に応じて運動を選択することにもあらわれ、香西小に「要目」とは配当順序の異なった「体操」教材の「学年配当表」を作成させることになったのである。

「要目」では、教師に対する講習や講演及び著作を通じての普及とともに、その「要目」に基づく「細目」が各学校で作成され、その「細目」に基づいて教師が日々の授業案を作成し、校長がその内容を検閲するという形での普及が意図されていた。しかしながら、その普及が進まず、体操科の効果があがらないとされるなかで一つの例ではあるが、櫻井の理論に基づいた自校の「体操教材配当表」と「教程」に基づき、指導場面での児童の身体や周囲の環境の状態に適合した授業を行って体操科教授の効果をあげようとした学校が存在したのである。この事実、小学校体操科の授業を具体化するためには、生理学及び解剖学の知見に基づいて運動の生理的效果と有効な指導法を理解するとともに、実際の指導場面において子どもの身体や精神の状態を把握することのできる資質を備えた教師が必要であることを示すものであった。

註

- 1) 櫻井は、1872年明治政府の官吏である櫻井勉の長男として兵庫県に生まれる。第一高等学校を経て東京帝国大学医科大学に入り1900年卒業。翌年同大学助手となり、1902年解剖学研究のためドイツに留学、1906年帰朝、福岡医科大学教授に任ぜられ、同年医学博士の学位を受領する。1910年同大学が九州帝国大学医科大学となる際に、教授として解剖学第二講座を担当した。1928年、57歳で没す。『日本人名大事典』第三巻1937年、p. 92. 参照。

- 2) 戦前の体操科では、身体運動は子どもの身体的、精神的な発育を刺激する素材と考えられ、各種の身体運動（徒手体操や跳箱等の器械体操、隊列行進、遊び、スポーツ等）が生理的効果を基準として体操科の目標を達成する手段として教材に選択された。戦後、1951年の「学習指導要領保健体育科（試案）」では「教材」を、「われわれの長い歴史的生活の中で組織だてられたスポーツや運動に関連したもの」であり「この組織だてられた経験のまとまり」であるとし、「運動的教材」に加えて「理論的教材」を含めて考えている。佐藤裕『体育教材学序説』黎明書房1972年、p. 13. 参照。
- 3) スウェーデン式体操は教育、医療、兵式、美的の四種類の体操を含むが、1900年代以降、川瀬元九郎や井口阿くり（1870—1931）によって日本に紹介されたスウェーデン式体操は、スウェーデンから米国に紹介されボストンを中心に普及していた教育体操であった。川瀬によるスウェーデン式体操の紹介については、木村吉次「川瀬元九郎とH. ニッセンの体操書」『中京体育学論叢』第13巻第1号1971年を参照されたい。
- 4) 「要目」の教材名がそれ以前の「遊戯」「普通体操」「兵式体操」から変化している点は第一章で説明を加える。尚、「要目」の成立過程でのスウェーデン式体操の受容については、木村吉次「日本の近代学校に及ぼしたスウェーデン式体操の影響について」『学校体育とスポーツ促進運動の歴史』国際体育スポーツ史東京セミナー大会組織委員会1981年、pp. 69-75. 及び拙稿「小学校『体操科』の教授理論についての一考察——1900年代から1910年代にかけてのスウェーデン式体操の紹介と導入——」（京都大学大学院教育学研究科教育学専攻修士論文、1986年1月提出）を参照されたい。
- 5) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第六巻 教育資料調査会1939年、p. 39.
- 6) 永井道明「体操講習所感」『教育時論』1043号、1914年4月5日、p. 2.
- 7) 「体操改良に就て永井氏談」『教育時論』1076号、1915年3月5日、p. 40.
- 8) 櫻井は、自己の学校体操論を「合理的体操」と称したが、その中心は体操科教授論であった。櫻井は、「合理的体操」とは「決して私が発見したものでも、亦案出したものでもなく、従来も学校で行っている『瑞典式体操』である」という。しかし、「私ののは、瑞典式の体操を学問的の立場から研究したもので、いわば和製の二字を冠した即ち、『和製瑞典式体操』であるという。彼によれば、「和製瑞典式体操は、学問的に本家本元を倣駕して居る」と云うことから「合理的体操」と称されるのである。石丸節夫編『櫻井博士体操講演集 三訂版』都村有為堂1922年、pp. 13-14. 参照。
- 9) 大熊宏明「大正期の学校体育に及ぼした桜井恒次郎の体操論の影響について」『日本体育学会第36回大会号』1985年、p. 89.
- 10) 前田幹夫「大正期における学校体育の研究——香西小学校における教材研究の観点と内容について——」『高知大学教育学部研究報告』第一部第38号1986年、pp. 193-201. 及び前田幹夫「大正期における学校体育の研究——香西小学校の授業研究を中心にして——」『高知大学教育学部研究報告』第一部第39号1987年、pp. 151-160. 参照。また、大正期の香西小体操科教授の実際をその地方特有の体育教育の展開という観点から検討した研究には、吉田豊『学校体操教授要目』（大正2年）の受容過程に関する研究」（1972年度東京教育大学教育学部修士論文）がある。
- 11) 永井道明『学校体操教授要目の精神及び其実施上の注意』教育思潮研究会1914年、p. 34.
- 12) この報告書は、文部省普通学務局長の沢柳政太郎を委員長とする調査委員により1904年から一年間審議されて翌1905年11月文部大臣に提出された。この報告書は、当時川瀬元九郎らにより紹介されたスウェーデン式体操の学校体操への採用を大体において決定した。「体操遊戯取調報告」井上一男『学校体育制度史増補版』大修館書店1970年、p. 260. 参照。
- 13) 永井前掲書、p. 151., p. 161.
- 14) 「学校体操教授要目」井上一男『学校体育制度史増補版』大修館書店1970年、p. 283-290., pp. 292-295.
- 15) 永井前掲書、pp. 200-208.
- 16) 同上、p. 168.
- 17) 櫻井恒次郎「何故に日本の学校体操は其の効果を充分に挙げ得ざるか」『帝国教育』1919年6月、pp. 6-7. ここでいわれる「児童の能率」とは櫻井が体操科教授の目標とする「児童・生徒の生活能率の常的向上発達」に示される「生活能率」をさし、肺や心臓や肝臓や脳髓等の諸臓器の機能の程度を意味して

- いる。石丸節夫『櫻井博士体操講演集 三訂版』都丸有為堂1922年, p. 21. 参照。
- 18) 同上, pp. 7-8. 櫻井は、小学校での実際の体操科教授において、教師が「体操」教材の効果を理解せずに教授している実例として次のような例を挙げている。強度の運動の後に疲労の回復のために指導する運動を、子どもの疲労の状況と関係なく必ず三回おこなわねばならないと考えて実行している例や、解剖学的にみて運動範囲を超えた角度まで関節を動かすよう指導している例である。石丸前掲書, p. 4. 及び p. 109. 参照。
 - 19) 櫻井前掲書, p. 8.
 - 20) 石丸節夫『櫻井博士体操講演集 三訂版』都丸有為堂1922年, pp. 80-117.
 - 21) 櫻井前掲書, p. 9.
 - 22) 石丸前掲書, pp. 407-409.
 - 23) 同上, p. 412.
 - 24) 同上, pp. 415-416.
 - 25) 同上, pp. 420-421.
 - 26) 香川県香西尋常高等小学校は、1922年7月10日、「東京平和博覧会」において東京府知事宇佐見勝夫より全国的な体操科施設の優秀校として表彰されている。高松市立香西小学校『香西百年』1987年 p. 13. 参照。
 - 27) 香西小は、櫻井の理論の影響を受ける以前に体操科の研究を始めていたが、その動機は次の点にあった。まず、諸外国と国際的な競争状態にある日本では、国力増大のために、軍事力の基礎として重要な国民の体力を向上させることが必要である。ところが、香西では、徴兵時の壮丁体力検査で香西町青年の甲種合格者数が他の町村より劣っている現状がある。また、香西小の身体検査の結果によれば児童の体格(身長、体重、胸囲)が全国平均、香川郡平均、隣村のそれぞれと比較して劣っていた。こうした現状の下にあって1913年に校長となった合田綾一は、小学校時代に運動により病弱を克服した自己の経験から、体力の形成には運動が不可欠であると考え、学校ぐるみの体操科の研究を推し進めたのである。香西尋常高等小学校『体育施設一般』1921年, pp. 6-10., pp. 11-16. 参照。
 - 28) 櫻井恒次郎の理論からの影響に関しては、櫻井の著書からの影響と共に、櫻井の講習による影響も大きいものがある。香西小の教師は、1916年2月から1921年8月にかけて16回の体育の講習会に参加している。この16回の内、5回は講師に櫻井恒次郎の名前が見える。櫻井が講師となった講習会は、1917年8月、1918年1月、1919年8月(2回)、1920年8月であった。この5回の講習の内容は、それぞれ「体操理論実施」、「体操ノ理論」、「体操ノ批評」、「体操理論ト実地」、「体操理論ト実地」とある。香西尋常高等小学校前掲書, pp. 401-402. 参照。
 - 29) 香西尋常高等小学校前掲書, pp. 389-403.
 - 30) 同上, pp. 67-68. 及び永井前掲書, p. 60.
 - 31) 香西小では「体操」以外の「教練」や「遊戯」という教材に関しても研究が進められ、その生理的効果や、訓練的效果及び運動の仕方が解説されているが、本稿では「体操」教材の研究を中心とする櫻井の理論の影響の検討を目的としているので、他教材への言及は省略せざるを得ない。「体操」教材は、「A分派姿勢、B下肢の運動、C上肢の運動、D頭の運動、E上下肢の運動、F上体の運動、G体の動的努力の運動、H体静的努力の運動、I懸垂運動、J平均運動、K跳躍運動、L呼吸運動」という「働作上ノ分類」別に各学年へ配当される。例えば、「下肢の運動」は、尋常一年「足尖開閉、踵ノ上下」、二年「足側出開脚、足前(斜)出、拳踵半屈膝」、三年「屈膝拳股」、四年「足前振、足側振」、五年「拳踵屈膝、足前(後)伸、足各方出踵上下」、六年「拳脚左右転、屈膝足斜前出、同(側)出」、高等一年「屈膝足前出」という順に配当されている。香西尋常高等小学校前掲書, pp. 58-59. 参照。
 - 32) 香西尋常高等小学校前掲書, p. 442., pp. 445-459.「教程」の実例として、次に尋常科第四学年男子教程を示す。但し×の印は疲労回復のための整理運動の挿入を示す。教案の場合は、この「教程」の各運動の右側に運動回数、教具、教授上の注意が書き込まれる。香川県尋常高等小学校『教育概要』1924年に添付の教案用紙を参照。

木原：「学校体操教授要目」（1963年公布）の普及過程に関する一考察

教 段	目 的	種 別	姿 勢	運 動
準備運動	秩 序	教 練	……………	集合行進及び開列
	誘 導	下 肢 上 肢 頭	手腰直立 直立 × 手腰開脚直立 ×	屈膝挙股 臂側下伸及上下伸 頭前後左右屈左右転
主 運 動	矯 正	上 体 " "	臂側挙開脚直立 手頭上開脚直立	掌外反上体後屈 上体側屈
		体	屈臂開脚直立 ×	体左右転
	向 上	懸 垂	懸垂直立 ×	屈臂挙踵屈膝挙股
		平 均	臺上臂側挙 ×	徐歩
		背 側 腹 跳 踵 " "	屈臂開脚直立 手腰開脚直立 直立 " " ×	体前倒 体側倒 臂側振其場跳躍 掌上踏切前後開脚横跳
終末運動	秩 序	行 進	……………	各種行進
	整 理	上 肢 下 肢 頭 呼 吸		臂側下伸 挙踵半屈膝 前後屈左右転 臂側挙

33) 同上, pp. 443-444.

34) 香川県尋常高等小学校『標準校規』pp. 50-51. (香西小保存の資料であるが、巻末に1915年の香川郡訓令が収録されていることから大正期の資料と思われる。)

35) 香西尋常高等小学校前掲書, pp. 359-375.

(博士後期課程)

付記 資料収集にあたり三野先生をはじめ香西小学校の先生方に格別の御配慮をいただいたことをここに記して感謝の言葉と致します。